

3 無利息融資と経済的価値の移転

増井良啓

一 はじめに

無利息融資⁽¹⁾によって、貸主と借主の間には、経済的価値が移転するか。仮に利息相当分の経済的価値が移転するとしても、無形の得べかりし利益でしかない右価値を、いつ、どうやって評価するか。かような移転のタイミングと評価の問題をはじめとして、無利息融資の課税は、いくつもの問題をはらむ⁽²⁾。かかる問題は、所得あるいは移転といった租税法上の基本概念に密接に関係するとともに、実際上も節税と租税回避の灰色領域を形成する、重要な問題である。しかし、わが国で右問題に関する研究がはじまったのは、ごく最近のことであるにすぎない⁽³⁾。これに対して、米
国においては、金銭の有する時間的価値についての関心の高まりとともに、現実の法状態のうえでも、それを裏づける理論的基礎のうえでも、一定の蓄積がみとめられる。そこで、本稿では、法の日米比較の手法を用いつつ、右問題を整理し分析することとする。整理・分析にあたっては、法形成の過程や経済分析の議論に着目するなど、従来とはやや異なる角度からの接近を試みる。

* 本稿の執筆にあたっては、租税法研究会における一九八八年二月二六日および一九八九年一月一八日の討論が参考となった。記して感謝申しあげる。残存する誤りに対する責任は、すべて筆者に帰する。

(1) 以下では、無利息融資 (Interest-free loans) と低利息融資 (below-market interest rate loans) とを区別せず、たんに無利息融資とのみ記す。

(2) 本稿の対象とする問題は、無償取引課税をめぐる問題領域の一部である。法人税上の無償取引課税一般に関しては、みよ、金子宏「無償取引と法人税——法人税法二二条二項を中心として——」法協百年論集二巻一三五頁(一九八三)。

(3) この問題に関する本格的な業績として、岡村忠生「無利息貸付課税に関する一考察」(未完)法学論叢二二巻三三三頁、五号一頁、一二二巻二号一頁、二号一頁、三号三三三頁(一九八七)。また後注(三)参照。

二 米国法の展開

1 序

無利息融資の課税に関して、米国法は近年ダイナミックな動きをみせた。下級審の段階で無利息融資が問題とされはじめたのは、ようやく一九六〇年代になってからにすぎない。けれども、判例法の創りだした抜け穴が、高金利の時期における種々の節税策を納税者に提供するに至るや、それに対して、行政府・司法院・立法府がそれぞれの立場で対応した。その結果一九八四年に制定されたのが、内国歳入法典七八七二条である。以下の論述の目標は、米国法のかかる展開過程から、無利息融資が一定の経済的価値を移転する機能をもつということ、そして、それを放置することからいくつもの厄介な問題が生じるということを、実証することにある。かかる論証に必要な最小限の情報を得るため、まずはじめに一九八四年法以前の判例の状態および一九八四年法による新规定の導入過程を概観し(2・3)、さらにすすんで、超実定法レベルの理論的分析を加える近時の論考を批判的に吟味する(4)。

2 一九八四年前の判例

この領域の判例の流れを追跡するには、問題を二手に分けて論ずることが便宜である。⁽⁴⁾

(1) 所得税

第一の問題領域は、無利息融資に伴う所得税・法人税の課税にかかわる。たとえば、使用者が被用者に対して無利息で資金を貸しつけた場合を例にとつて考えてみよう。使用者は、仮にその資金を銀行口座に振り込んでいたとすれば、一定の利息を受け取ることができたはずである。被用者は、仮に同じ資金を市中金利によって借り入れていたならば、一定の利息を支払わなければならないがなかったはずである。かかる仮定上の取引とくらべて、無利息融資の形式を選択した場合には、使用者は得べかりし右利息を失っており、被用者は右利息の支払いを免れている。つまり、右の仮定上の取引と比較した場合、両当事者の間に利息相当額の経済的価値の移転があったものと想定することが可能である。無利息融資に伴うかかる現象を利用すれば、使用者は被用者に対する報酬を、現金の支払いという形ではなく、利息相当分の経済的価値の移転という形で、与えることができる。では、かような経済的価値の移転によって、貸主あるいは借主には、内国歳入法典六一一条にいう総所得 (Gross income) あるいは同一一六三条の利息控除 (Interest deduction) がみとめられるか。これらは、使用者から被用者に対する無利息融資に関して生ずる解釈論上の問題であるが、⁽⁵⁾同様の問題は、法人から株主に対する融資や姉妹会社間の融資などについても生ずるところである。

大要右のごとき問題状況を念頭においたうえで、次に、判例の動きをみてみよう。

無利息融資において借主にいかなる所得税上の取扱いをなすべきかという点が争われた最初は、ディーン (Dean) 事件に対する一九六一年の租税裁判所の判決である。⁽⁶⁾争点は、法人から無利息融資を受けた株主において、借入金の無償使用に由来する経済的利益の範囲で所得が実現するか否かであった。租税裁判所は、次のように述べてこれを消極に解した。すなわち、借主は、仮に利息を支払っていたら、一九五四年内国歳入法典一六三条にもつき利息を完全に控除できたはずである。それゆえ、株主が法人財産を無償で使用した場合に関する先例は本件にはあてはまらない。「当裁判所はこれまで、……無利息融資は借主に利子控除をもたらさず、貸主に利子所得をもたらすものでもな

い旨の判断を下してきた。当裁判所はまた、無利息融資によって借主に課税利得 (taxable gain) が生じないということも、同様に正しいと考える。⁽⁷⁾かくして、租税裁判所は、借主に対する所得税の課税を否定したのである。

右に紹介した法廷意見の理由づけは、借主に対して所得計上および利子控除の両方とも否定するものであったため、「無所得・非控除」分析 (No Income/No Deduction Analysis) といわれることがある。⁽⁸⁾ もっとも、ディーン判決については、総計五名の裁判官が法廷意見の右理由づけに左袒せず、とくにオパー (O'Pat) 裁判官が控除の可否は総所得の存否とは関係がないという批判を展開していたことに注意すべきである。⁽⁹⁾ つまり、論理的には、グロスの所得が生じかつ利息控除がなされたとみて、結果的にネットの所得が出てこないとする解釈もありえた。しかし、ディーン判決の法廷意見は、グロスの所得が生じないと言明することによって、早急な一般化の誤謬を犯してしまった、ということである。

ところが、右ディーン判決に対して、内国歳入庁は機敏に反応することなく、一二年後の一九七三年に至ってようやく、これに従わない旨表明した。⁽¹¹⁾ この間に、ディーン判決の宣明した課税ルールは、無利息融資を、合法的な租税節減の手段として、納税者に提供することとなった。この間の事情について、ある論考は次のように述べている。「ディーン判決のルールは、不正確な理由づけにもづくものであることが万人に明らかであったにもかかわらず、定着した。利息を支払わずに借入れをなした者は、貸主が失った利息について租税を支払わなかったのである。内国歳入庁が、ディーン判決のつくりだしたこの『租税休暇 (tax holiday)』にとどめをさそうとしたときには、納税者は、禁反言および先例拘束性の議論で成功裡に応酬した。元本の利用が非課税であることから、とりわけ高インフレと危険な経済状態の時期において、無利息融資は人気ある節税策となった。」⁽¹²⁾ とくに、使用者から被用者に対する無利息融資は、いわゆるフリンジ・ベネフィットのひとつとしてもはやされたようである。別の論文によると、一九七四年一月九日のビジネス・ウィーク誌は、「今や多くの会社が、上層・中層の管理を司る役員をひきつけるために、

低利息もしくは無利息融資をおこなっている」と報じた⁽¹³⁾。また、一九七六年の時点で、多数のプロの運動選手が使用者に対して、報酬パッケージの一部として無利息融資をするよう要求している旨報告された⁽¹⁴⁾。

この中で、裁判所はどう対応したか。連邦控訴裁判所は、グリーンズパン (Greenspan) 事件に対する一九八二年の⁽¹⁵⁾判決を先頭として、借主に所得が実現しないというディーン判決のルールを相次いで追認した。⁽¹⁶⁾ 各々の判決の理由づけは微妙に異なり、また、はげしい反対意見も散見される。だが、贈与性融資以外の無利息融資が所得税の課税を受けないという線で判例はかたまつた⁽¹⁷⁾とみてよいであろう。ただし、そこに働いていた重要な考慮のひとつが、法的安定性の重視にあったことは、特筆に値する。グリーンズパン事件の控訴審判決は、ディーン判決がほぼ二〇年間支配的先例とされてきた旨、および、無数の納税者がこれに依拠してきた旨を指摘したうえで、次のように述べている。「当裁判所も今になってディーン判決に手をつけたくはない。右判決の基礎をなす法理やそこから生ずる問題点を司法府が再検討することを正当化するには、あまりに多量の水が橋の下を流れてしまったのである。」⁽¹⁷⁾二〇年にもわたる同一のルールの支配は、それをくつがえすには裁判所には重すぎたのである。

(2) 贈与税

無利息融資に関する第二の問題領域は、贈与税に関するものである。解釈論としては、内国歳入法典二五〇一条の「贈与による財産の移転 (the transfer of property by gift)」があるか否かということが問題となる。この点に関するリーディング・ケースは、ジョンソン (Johnson) 事件に対する一九六六年の連邦地方裁判所の判決である。⁽¹⁸⁾ この判決において、裁判所は、親子間の要求払無利息融資について、「両親には金銭を……投資する義務はない」と述べて、二五〇一条にいう贈与にあたらぬ旨の判断を下した。さらに、クラウン (Crown) 事件に対する一九七七年の租税裁判所の判決⁽¹⁹⁾、およびそれを維持する翌年の連邦控訴裁判所の判決が、これにつづいた。無利息融資によって、贈与税の対象となる財産の移転が生じているか否かの問題について、下級裁判所はこれを消極に解していたのである。⁽²¹⁾ この点

について、すぐあとでふれるディックマン (Dickman) 事件に対する連邦最高裁判所の判決の中には、パウエル (Powell) 裁判官の興味深い観察がある。いわく、「一九八二年に至るまで、内国歳入庁の不作為と裁判所の意見によって支持された贈与税の長年にわたる原則は、無利息の要求払融資が贈与税上の意味をもたないということであった。この原則にもとづいて、納税者は融資をなし、租税専門家は融資をなすことを進言し、租税代理人は複雑な租税節減策の中核的要素として融資を用いてきた。」⁽²²⁾

以上のごとき実務の状態を一変させたのが、一九八四年に下された連邦最高裁判所のディックマン判決である。⁽²³⁾この事件では、納税者であるディックマン夫妻が、息子と同族会社に対して無利息で多額の要求払融資をなしたところ、当該融資の結果として貸付資金の使用価値の範囲で課税贈与 (taxable gifts) があつたことになるとして、内国歳入庁長官が贈与税の決定処分を下した。租税裁判所は贈与税の課税を認めなかったが、控訴裁判所はこれを破棄し、無利息の要求払融資は内国歳入法典二五〇一条にいう「贈与による財産の移転」にあたり、それゆえ贈与税に関する規定の適用をうけると判示した。⁽²⁴⁾連邦最高裁判所は、この控訴裁判所の判決と上述のクラウン事件判決との抵触を解決するために、上告を認めた。これが本件である。

パーガ (Burger) 首席裁判官による法廷意見は、控訴裁判所の判断を支持した。その理由づけとしては、次の点があげられている。まず第一に、連邦贈与税法上の規定の文言が、財産に対するいかなる利益の無償移転をも包含しうろしているということである。⁽²⁵⁾そして第二に、金銭という価値ある財産の利用は、それ自体、法的に保護しうる財産的利益であると解されることである。⁽²⁶⁾財産の所有者がその物を利用する権利を他人に移転するときには、「判別しうる財産的利益 (property interest) が明らかに所有者を変えた (changed hands)」⁽²⁷⁾のであり、それゆえ、資金の無利息融資は連邦贈与税上の「贈与による財産の移転」にあたる。また第三に、右のように解することは、遺産税および所得税を守るという連邦贈与税の主要目的と完全に整合的である。⁽²⁸⁾以上の理由をあげて、連邦最高裁判所は、従来の下

級審の判例を変更し、無利息の要求払融資によって貸付金の合理的な利用価値の贈与があつたことになると判示したのであつた。⁽³⁰⁾

右法廷意見に関しては、二つのことを指摘しておきたい。ひとつは、贈与税が財産の移転に対する取引税 (excise tax) であることを判決が強調している点である。いわく、「贈与税は財産の移転〔原文イタリック―筆者注〕に対する取引税 (excise tax) である。ドルをあそばせておくことは移転ではない。しかしながら、もし納税者が金銭の使用価値を浪費しないこととし、誰か別の者に対して使用を移転した場合、課税に適する事件 (a taxable event) が生じたことになる。」⁽³¹⁾ここでは、納税者に金銭を投資する義務があるかどうか、あるいは、単なる金銭の保有から所得が発生するかといった問題は、争点の解決とは無関係なことであるとして置かれている。判断は、贈与税の課税に必要な「移転」があつたか否かに限局されているのである。それゆえ、贈与税に関するこの判決が、それ自体として、所得税に関する先述の判例の流れに何らかの影響をおよぼすか否かは、不明のままであつた。事実、法廷意見の中には、所得税に関する従前の節税策をそれとして肯定するかによみとれる微妙な叙述があり、これに対しては、学説の側からいちはやく、最高裁判所への公開書簡という形で異議が申し立てられた。⁽³²⁾もっとも、この点については後述のごとく、同じ年のうちに立法措置がとられ、所得税と贈与税の両方について規定が設けられることとなつた。

ディックマン判決に関して指摘すべきいまひとつの点は、判例変更に伴つて問題となる多くの論点について、具体的な解決方法が示されなかつたことである。たとえば、貸付金の「合理的な利用価値」の評価や、右価値の移転のタイミング、あるいは期限付融資の扱いといった問題が未解決のまま残された。パウエル裁判官の反対意見は、これらの問題を意識して、課税原則のかかる変更は裁判所のなすべき仕事ではなく、議会にまかせるべきことであつたことと論じている。⁽³⁴⁾これは、司法院から立法府に対するシグナルであつたといふことができよう。

以上のごとき判例の展開は、議会に対して包括的な立法的措置をとることを促した。一九八四年の税制改正によって、内国歳入法典にはあらたに七八七二条という条文がおかれた。同条は、貸主と借主の双方について、所得税と贈与税の両方にまたがる課税ルールを定めている⁽³⁵⁾。

(1) 立法趣旨

七八七二条の制定の理由として、立法資料はかなりはっきりした見解を打ち出している⁽³⁶⁾。いわく、「低利息融資は、市場利子率による融資をなし、かつ、借主の利息支払いをまかなうために貸主から借主に支払いをおこなうことと、経済的に同等である。議会は、租税法がこれらの取引を経済的実体に応じて課税しないことから、多くの場合に、確立した課税ルールを免れる機会を納税者に提供することになってきているものと信ずる⁽³⁷⁾。」かかる潜脱の事例として議会が想定していたのは、次の三つである。その一は、旧法の下で、家族構成員の間の融資が、所得の移転 (assignment of income) に関するルールおよびグランター・トラスト (grantor trusts) に関するルールを回避するために用いられていたことである⁽³⁸⁾。その二は、法人から株主に対する融資が、法人段階における法人所得課税を命ずるルールを免脱するため用いられていたことである⁽³⁹⁾。その三は、役務を提供する者に対する融資が、源泉徴収税の支払いを命ずるルールおよび一定の場合に役務提供者による利子控除を制限するルールを免れるために用いられていたことである⁽⁴⁰⁾。

これに対して、新法は、無利息融資もしくは低利息融資を、「適用連邦利子率 (applicable Federal rate) による利息の支払いを要する手形 (note) と交換に貸主が借主に融資する」という独立当事者間取引 (arm's length transaction) として再構成 (recharacterize) する⁽⁴¹⁾ものである。すなわち、(1)借主は貸主に対して利息を支払ったものとされ、かつ、(2)貸主は取引の実体に応じて贈与・分配・出資・報酬その他のいずれかの形で同額を支払ったものとして取り扱われる⁽⁴²⁾。これを要するに、七八七二条は、無利息融資を有利息の融資という独立当事者間取引にひきなおして課税するものといっただらう。右のごとき新法の取扱いについては、議会が「二段階説 ("two-payment transaction" analy-

3 無利息融資と経済的価値の移転

	gift loans	non-gift loans
term loans	①	②
demand loans	③	④

sis」を立法化したものと評する論者も存在する⁽⁴³⁾。

かようにして、議会は、ディックマン判決における最高裁判所の到達点を二面においておしすすめたものといえよう。その一方は、贈与税のみならず所得税についても、独立当事者間取引へのひきなおし課税の条文上の根拠を設けたことであり、他方は、以下にふれるように、評価やタイミング等細目についての定めをおいたことである。

(2) しくみ

七八七二条による無利息融資の課税について注目すべき点は、融資の類型に応じて利息の評価額と支払いのタイミングがかわってくることにある。簡単に敷衍しよう。

七八七二条の適用対象となる無利息融資は、融資の目的の観点から贈与性融資 (gift loans)⁽⁴⁴⁾とそれ以外の非贈与性融資 (non-gift loans)⁽⁴⁵⁾に、その返済条件の観点から期限付融資 (term loans)⁽⁴⁶⁾と要求払融資 (demand loans)⁽⁴⁷⁾に分類される。それぞれの分類をくみあわせると、図に示したように合計四つの類型ができる。

このうち、非贈与性融資であってかつ期限付融資である②の類型については、「現在価値アプローチ (present value approach)」という方法による課税がおこなわれる⁽⁴⁸⁾。それによると、融資額と、融資の条件に従って返済すべき総額の現在価値との差額が、融資のなされた日に、貸主から借主へと移転したものとされる⁽⁴⁹⁾。そして、右差額は、当該融資にかかる割引利息額 (original issue discount) とされ、借主から貸主に対し融資期間にわたって一定率で利息支払いがあったものとして課税されることになる⁽⁵⁰⁾。

これに対して、残りの①③④の類型については、得べかりし利息 (foregone interest) の二段階移転を擬制する方法によって課税される⁽⁵¹⁾。その場合、適用連邦利子率にしたがって算出された得べかりし利息⁽⁵²⁾が、暦年の最後の日に、貸主から借主に移転し、同時に、借主から貸主に利息として再移転したものと

して扱われる。⁽⁵⁴⁾ なお、①の類型については、貸主から借主に対するみなし移転の贈与税上の取扱は右のとおりであるが、借主から貸主に対するみなし移転の所得課税については、先の現在価値アプローチが適用される。⁽⁵⁵⁾

このように、七八七二条は、利息の評価と支払いのタイミングに関して二つの異なるルールを使いわけている。②には現在価値アプローチが、③④には得べかりし利息の二段階移転の方式が、そして①には両者の混合方式が用意されているのである。

右の二つのルールの差異は、どの時点を基準として利息を算定するかというタイミングの差に由来する。すなわち、一方で、現在価値アプローチは、貸付時を基準時として割引方式で利息相当額を算定するものである。他方で、得べかりし利息の二段階移転の方式は、融資が継続した年度末を基準時として利息相当額を算定する。前者が事前 (ex ante) に取引の帰結を予測するものであるとすれば、後者は事後 (ex post) の移転価値に着目した評価方式である。要求払の融資について後者の方式がとられる理由は、要求払の融資が定義上貸主の催促に応じていつでも元本を返済しなければならぬものであるため、⁽⁵⁶⁾ 固定した融資期間を前提として融資時に返済額の現在価値を算定することが、不可能であるからである。⁽⁵⁷⁾

以上のごとく、現在価値アプローチと得べかりし利息の二段階移転の方式とは、課税のタイミングおよび認定利息の額が異なる。しかし、法定利率による有利息融資があったものとして取引を再構成するという点では、両者は共通の考え方にもとづく。割引方式で利息相当額を算出するにせよ、各年度末に利息相当額を算出するにせよ、ともに、金銭の時間的価値 (time value of money) を肯定していることには変わりはないのである。

(3) 取引への影響

七八七二条の制定が取引に対していかなる影響を与えたかを考えるさいには、前提として次の三点をおさえることが肝心である。その一は、同条が、一定額以下の融資については適用除外措置を定めている点である。個人間の直接

の贈与性融資については、未返済総額が一万ドルをこえないこと、および、所得生産資産の取得または維持のためでないことを要件として、同条の適用がないものとされている。⁽⁵⁸⁾ また、非贈与性融資のうち、報酬に関係するものおよび法人株主間のものについては、未返済総額が一万ドルをこえず、かつ、主たる目的のひとつが租税回避にないことを要件として、適用除外とされている。⁽⁵⁹⁾

その二は、借主において支払ったものとみなされる利息を借主の所得算定上控除できるか否かは、利子控除に関する一般的なルールによってこれを決すべきものとされていることである。それゆえ、七八七二条の適用効果は、右一般的なルールに大きく左右されることになる。この利子控除の扱いについて、一九八六年法は重大な変化をもたらした。⁽⁶⁰⁾ 個人納税者に関して、消費目的の借入にかかるいわゆる私的利子 (personal interest) の控除が否定されただけでなく、投資目的の借入にかかるいわゆる投資利子 (investment interest) を、その年度の投資所得 (investment income) の範囲内でのみ控除できるものとされた。⁽⁶²⁾ したがって、一九八六年改正以降、七八七二条の適用の結果として借主にみなし利息支払いの控除が否定される範囲は、格段に広くなった。

その三は、贈与税上も、七八七二条によって擬制された利息相当額の取扱いは、当該取引の実体に応じて、贈与税上的一般ルール⁽⁶³⁾によって決せられることである。⁽⁶⁴⁾

右の点を前提として、七八七二条の取引に与えた影響を調べると、その適用が争われた裁判例を探ることが困難であることに気づく。この間の事情は必ずしも明らかではないが、ある論者が親子間の無利息融資について次のように述べていることが参考になる。いわく、「実際のところ、七八七二条はひんぱんに親子間融資に適用されてはいない。いったんそれが制定されたら、人々にかかる融資をやめてより通常の金融取引を使うことになったからである。⁽⁶⁵⁾」なお、最近の論考は、数値例を用いた分析の結果、プランニングの問題として、法人から株主に対する無利息融資が、七八七二条によるみなし移転の分配としての課税をもたらし、納税者にとって不利である旨報告している。⁽⁶⁶⁾

以上簡単に論じたように、無利息融資の課税に関しては、二段階の取引を擬制する旨の条文がおかれることで、実際問題としては一応の結着がついたものと考えられる。しかし、このことは、理論上の問題として、無利息融資をどうとらえるかについて最終的な審判が下ったということの意味するものではない。この問題を理論的につきつめて論じた文献は米国においても必ずしも多くないけれども、ニュアンスの異なる見解が近年主張されているので、以下ではそれらを対比しつつ若干の検討を加えることとしたい。

(1) 所得概念の角度からこの問題に言及するのが、ハルペリン (Harbin) が一九八六年にイエール・ロー・ジャーナルに公表した論文「隠れた利息——『金銭の時間的価値』の課税」である。⁽⁶⁷⁾ この論文は、利息あるいは金銭の時間的価値を隠蔽して課税を回避する取引を理解するための包括的な理論を提供することを目的としたものである。彼によれば、「適正な課税の鍵は、世上よく隠れた融資 (disguised loans) と呼ばれるものから生ずる投資所得 (investment income) を明示的に考慮に入れることにある。」⁽⁶⁸⁾ これを達成するには、①みなし利息に課税することによって直接右投資所得を課税する方法、②許されたはずの控除を否定することによって間接に受益者に課税する方法、および、③取引の相手方の利子控除を否定することによる代替課税の方法の三つがあるところ、七八七二条による課税は④の直接の課税方法を採用したものである、というのである。興味深いのは、彼が次のように述べるくだりである。「割引利息額を伴う債務と無利息融資に関する内国歳入法典上の取扱いは、何らかの形式で所得をうけとる当事者に対する投資所得の現年度課税というヘイグIIサイモンズの理想を、現実化するものである。」⁽⁶⁹⁾

この言明には必ずしも十分な論拠が示されているわけではないため、一方では、これに対して詳細な検討を加えるには機が熟していないといえないこともない。しかし、他方では、右の定式が思考実験のうえで刺激的素材を提供することも事実である。そこで、気のついたことを四点だけ簡単に指摘する。

第一に、仮に右の言明を額面どおり受け取るとしても、米国法の客観的な理解として、所得課税に関する従前の判例法理においては七八七二条のごとき「ヘイグIIサイモンズの理想」が現実化されていなかったことは、まごうかたなき事実である。無利息融資を有利利息融資にひきなおして課税するには、条文上の根拠の創設が必要とされたのである。右論文もこのこと自体を否定する趣旨ではあるまい。

第二に、所得概念からのアプローチが、贈与税に関する判断にどうむすびつくかという問題がある。たしかに、サイモンズの包括的所得概念によれば、贈与や相続によって得た富も、それがその者の利得であるかぎり、所得に含まれる。⁽⁷⁰⁾ しかし、米国の実定法は贈与を所得税の課税ベースから除外し、別途贈与税という税目を用意している。⁽⁷¹⁾ かかる実定法の解釈として、連邦最高裁判所が贈与税を移転にかかる取引税 (excise tax) と構成していたことは、先にみたとおりである。⁽⁷²⁾ それゆえ、七八七二条が「ヘイグIIサイモンズの理想」の現実化であると説く右の見解が、贈与税についても説明能力を有するものかどうかについては、実定法制との整合性との関連では、なお問題を残している。

第三に、右の点はおくとしても、所得課税に関してすら、法人それ自身について「ヘイグIIサイモンズの理想」を語ることができるかどうか。七八七二条は、法人・個人を問わず適用される条文である。それゆえ、同条を右「理想」の現実化であると説く者は、サイモンズの個人所得 (Personal Income) の概念が法人所得についても同様にあてはまる旨論証しなければならぬ。方法的にみて、それは、必ずしも容易なことではない。⁽⁷³⁾

最も重要な点として、第四に、そもそも、利息をとらなかつた、つまり、資金をあそばせていたというだけで、所得があったことになるのかどうか。この点について考えるひとつの手がかりは、帰属所得 (imputed income) の概念にある。現金を所有することから生ずる帰属所得の概念は、すでにシャープによって「帰属流動性所得 (imputed liquidity income)」と命名されているところであつて、⁽⁷⁴⁾ 右論文の見解もあるいは同様の観念を前提としていたものと解せなくもない。しかし、はたして、持ち家や骨董品などと同じような効用を、単なる金銭の保有に認めることができ

るかどうか。仮にできるとしても、かかる所得が生ずるのは借主の側であって、貸主の側には所得が生じていないといわざるをえないのではないか。

(2) まさに右の最後の点について、機会費用 (opportunity cost) の概念を用いて分析を加えるのが、一九八七年にトウレイン・ロー・レビューに掲載された「無利息融資の課税」と題するコメントである。⁽⁷⁵⁾

同コメントは、「無利息融資の経済分析」という項目の下で、大旨次のごとく論ずる。⁽⁷⁶⁾ すなわち、経済学の基本前提のひとつは、人々が私益の合理的最大化をはかる者であって、インセンティブに対応する者であるということである。しかし、現実の世界では、人間は、必ずしも利益を最大化する行動をとるわけではない。このように、最大のリターンを得るべく資源を投資することに失敗することを、経済学者は「機会費用」とよぶ。かかる考え方は、とくに無利息融資の領域にうまくあてはまる。一方で、無利息融資の貸主には、得べかりし利子所得の利益を失うことにより、機会費用が生じている。他方で、借主は、無利息で融資を受けることにより、潜在的な経済的利益 (potential economic benefit) を受け取っているけれども、それはあくまでも潜在的な利益にすぎない。「要するに、現実の経済的利益は、元本が収益を生む形で投資されるのでなければ、貸主にも借主にも発生しない。」⁽⁷⁷⁾

右の見解の要旨をまとめると、結局、金銭は投資され何らかの収益を生むまでは所得をもたらすことはないということにつきる。これは、ある意味できわめて常識的であり、経済学に通暁しない者にとっても一定の説得力をもつ。しかし、その論旨に何ら問題がないというわけではない。試みに若干の点をあげよう。第一に、これは右の見解の問題点というよりも射程の問題であるが、贈与税に関する一九八四年時点での連邦最高裁判所の到達点、すなわち、それが所得といえるかどうかは別として、一定の金銭の利用価値が無利息融資によって「移転」することまでは、これを肯定していることである。⁽⁷⁸⁾ 第二は、右の論旨の内在的な問題点であって、所得の存否の問題と所得の実現の問題が必ずしも明確に区別されていないことである。第三は、実際上の問題である。右コメントは、上述の見解をおし

すすめる結果として、非贈与性融資の所得課税については、元本の投資から実際に実現した経済的利益のみを課税すべきであるとして、その旨の提言をおこなっている。⁽⁷⁹⁾ しかし、もしこれを実行すれば、議会が予想した種々の課税ルールの潜脱を容認することとなる。そこまですみまきることが望ましいという説得的な論証は、やや困難ではないかという印象をもつ。

(3) まとめ

以上、法形成の過程を概観したのち、二つの対極的な理論的分析を通覧した。その結果として、次の仮説を提示することができるのではないかと考える。すなわち、無利息融資によって、サイモンズの定義の意味における所得が発生しているかどうかはともかくとして、貸主から借主に対して、一定の経済的価値がたしかに移転する。そして、それを放置するならば、米国の節税産業が巧妙に策を練ったごとく、いくつもの課税ルールの潜脱が可能となる、ということである。もしこのように考えるならば、七八七二条は、右の意味における経済的価値の移転を、有利の融資があった場合にひきなおして課税するために議会の案出したひとつの方策であるということができよう。

(4) 無償取引全体を視野に入れたくわしい研究として、岡村・前掲(注3)第一章一節ないし五節。一九八〇年代前半までの関連文献はほぼそこに網羅されている。以下の叙述の参考となったその後の論文として、Hartigan, *From Dean and Crown to the Tax Reform Act of 1984: Taxation of Interest-Free Loans*, 60 *NORRIS DAME L. REV.* 31 (1984); Chvisuk, *Taxation of Loans Flung Below-Market Interest Rates*, 21 *IDAHO L. REV.* 257 (1985); Halperin, *Interest in Disguise: Taxing the Time Value of Money*, 95 *YALE L. J.* 506 (1986); Lokken, *The Time Value of Money Rules*, 42 *TAX L. REV.* 1 (1986); Willbanks, *Interest-Free Loans are No Longer Free: Tax Consequences of Gift Loans*, 47 *MONTANA L. REV.* 39, 335 (1986); Comments, *The Taxation of Interest-Free Loans*, 61 *TULANE L. REV.* 849 (1987).

(75) KLEIN, BITTKER & STONE, *FEDERAL INCOME TAXATION*, 7th ed. 120 (1987) は、家族内融資の例をあげて、無利息融資が、適用税率の高い納税義務者から、適用税率の低い者に対する所得移転の道具たりうるとを示している。

- (7) Dean, 35 TC 1083 (1961).
- (8) 35 TC 1090.
- (9) Hartigan, *supra* note 4, 44.
- (10) 35 TC 1090-1091.
- (11) 兼業主の控除として Keller, *The Tax Consequences of Interest-Free Loans from Corporations to Shareholders and from Employers to Employees*, 19 B. C. L. Rev. 231, 235 et seq. (1978); Joyce & Cotto, *Interest-Free Loans: The Odyssey of a Misnomer*, 35 Tax L. Rev. 469, 471 et seq. (1980) を参照。以下同じ。兼業主として 岡村・前掲 (注3) 兼一章二項。
- (12) 1973-2 CB 4.
- (13) Comments, *supra* note 4, 359.
- (14) Keller, *supra* note 10, 231.
- (15) Duhl & Fine, *New Case Allowing Interest Deduction Calls for Reappraisal of No-Interest Loans*, 44 J. Tax. 34 (1976).
- (16) Greenspun v. Comm'r, 670 F.2d 123 (9th Cir. 1982), aff'g 72 TC 931 (1979).
- (17) 兼業主として Hartigan, *supra* note 4, 33.
- (18) 670 F.2d 125-126.
- (19) Johnson v. U. S., 254 F. Supp. 73 (N. D. Tex. 1966).
- (20) Crown, 67 TC 1060 (1977).
- (21) Crown v. Comm'r, 585 F.2d 234 (7th Cir. 1978).
- (22) Joyce & Cotto, *supra* note 10, 465. 岡村・前掲 (注3) 第一章五節は「いわゆる現在価値マネーと贈与税上の判断」の「Joyce & Cotto, *supra* note 10, 465. 岡村・前掲 (注3) 第一章五節は「いわゆる現在価値マネーと贈与税上の判断」の展開との関係を仔細に検討しようとするので「参照された」。
- (23) Dickman v. C. I. R., 465 US 346, at 347-348 (1984).
- (24) Dickman v. C. I. R., 465 US 330 (1984). この判決については 岡村・前掲 (注3) 第一章四節のほか、浅沼潤三郎「米連邦最高裁判所最新税務判例紹介(1)」税法学四三三号二〇頁(一九八六)「石島弘・アメリカ法一九八六一号二二三頁。

- (25) Dickman, 41 TCM 620 (1980).
- (26) Dickman v. Comm'r, 690 F.2d 812 (11th Cir. 1982).
- (27) 465 US 333-335.
- (28) 465 US 336-338.
- (29) 465 US 337.
- (30) 465 US 338-339.
- (31) 465 US 344.
- (32) 465 US 340.
- (33) 465 US 339.
- (34) Del Cotto & Joyce, *Interest-Free Loans and Dickman v. Commissioner: A Letter to the Supreme Court*, 32 Buffalo L. Rev. 589 (1983). 兼業主の控除年度は一九八三年となつてゐるが、書籍の日付は一九八四年二月二七日である。
- (35) 465 US 348-351.
- (36) 以下同じ。控除として 岡村・前掲 (注3) 兼一章六項。手続として 兼業主の控除年度は一九八三年となつてゐるが、書籍の日付は一九八四年二月二七日である。
- (37) 兼業主の控除として H. R. Rep. No. 432, pt2, 98th Cong. 2d Sess., 1370 (1984); S. Rep. No. 169, Vol. I, 98th Cong. 2d Sess., 414 (1984); JOINT COMM. ON TAX'N, GENERAL EXPLANATION OF THE REVENUE PROVISIONS OF THE DEFICIT REDUCTION ACT OF 1984, 524 (1984). 以下同じ。兼業主の控除として JOINT TAX. COMM. として 岡村・前掲 (注3) 兼一章六項。
- (38) JOINT TAX. COMM. 527.
- (39) JOINT TAX. COMM. 527.
- (40) JOINT TAX. COMM. 528.
- (41) JOINT TAX. COMM. 528.
- (42) JOINT TAX. COMM. 528-529.
- (43) Hartigan, *supra* note 4, 49. 兼業主の控除として 兼業主の控除年度は一九八三年となつてゐるが、書籍の日付は一九八四年二月二七日である。

note 10. ナンバー二条のこのような取扱いを人為的移転 (artificial transfers) と呼んで批判するものとす。Comments, *supra* note 4, 876.

- (44) IRC § 7872 (c)(1)(A).
- (45) ナンバー二条の「無利無償融資・法人・株主融資・租税回避融資その他の無利無償融資が含まれる。IRC § 7872 (c)(1).
- (46) IRC § 7872 (f)(6).
- (47) IRC § 7872 (f)(5).
- (48) IRC § 7872 (b).
- (49) IRC § 7872 (b)(1) ; Prop. Reg. § 1. 7872-7 (a)(1).
- (50) IRC § 7872 (b)(2) ; Prop. Reg. § 1. 7872-7 (a)(3). この扱いは、割付利息額一般に対する課税方法と同じである。S. Rep. No. 98-169, Vol. 1, 481.
- (51) 本文の文面では「贈与性融資をその要素とする融資」の語句がある。IRC § 7872 (a).
- (52) IRC § 7872 (a).
- (53) IRC § 7872 (e)(2).
- (54) IRC § 7872 (a).
- (55) IRC § 7872 (d)(2). JOINT TAX COMM. 538 は「かかる課税方法をとり得る理由として、贈与性融資の場合に貸主借主間に家族関係その他の人的関係があることが多く、融資期限についての契約条件が当事者を拘束しないものと考えられることをあげる。
- (56) IRC § 7872 (f)(5).
- (57) ナンバー二条のこの類型については、前掲 (注55)。
- (58) IRC § 7872 (c)(2).
- (59) IRC § 7872 (c)(3).
- (60) Comments, *supra* note 4, 884 et seq. 利子控除について一般的には、中里実・マーク・ラムサイヤー「所得税における借入金利子の取扱ひに関する比較法的研究」一橋大学研究年報法学研究一七号一頁(一九八七)・KLEIN, BITTKER & STONE, *supra* note 5, 496, 669.

- (61) IRC § 163 (h).
- (62) IRC § 163 (d).
- (63) ナンバー二条の「教育費や医療費の課税除外に関する IRC § 2503 (e).
- (64) Prop. Reg. § 1. 7872-1 (a). 自然人間の直接の gift loans に関する特則については、Prop. Reg. § 1. 7872-8.
- (65) KLEIN, BITTKER & STONE, *supra* note 5, 120.
- (66) Hamill, *Tax Consequences of Corporation Shareholder Loans*, 67 TAXES 608 (1989). 同論文は「法人税率が個人税率よりも高くなったため、株主から法人に対する有利な融資が法人から現金をひきたす有利な方法となること、S 法人の場合に融資が株主間の所得移転の方策たりうることを指摘する。これらは、株式と負債の区分という法人課税の基本問題につながる重要な問題であるが、本稿ではたゞしである。一般的に、水野忠恒・アメリカ法人税の法的構造四九頁(一九八八)。
- (67) Halperin, *supra* note 4, (1986). 著者は当時「シヨージタウン大学ロー・センター」の教授であった。
- (68) Halperin, *supra* note 4, 508.
- (69) Halperin, *supra* note 4, 515.
- (70) H. C. SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION, 56-58, 125 et seq. (1938). 包括的所得概念については、金子宏「租税法における所得概念の構成」『三完』法学協会雑誌八三巻九二一〇号一二四一頁、八五巻九号一二四九頁、九二巻九号一〇八一頁(一九六六―七五)。
- (71) IRC § 102. 贈与税の性質については、金子宏・租税法〔第三版〕一三頁(一九九〇)。
- (72) ナンバー二条の「前掲 (注31)。
- (73) この点と密接に関連するのが、法人にとって、金銭を保有することから得られる満足のフローとしての帰属所得 (imputed income) があるかどうかという問題である。これについては、Keller, *supra* note 10, 247.
- (74) C. S. SHOUR, PUBLIC FINANCE, 358 (1969). 右は一般財産税に関する記述の一節であり、所得税における帰属所得については、同書三〇四頁以下(塩崎潤訳・財政学ではそれぞれ、五〇六頁、四三三頁)。この概念にふれる文献として、清水敏次「財産税の正当化に関するRatinsの研究」『税法学四〇〇号五七頁(一九八四)』。なお、グッド・個人所得税一五三頁(塩崎潤訳・改訂版一九七六)。
- (75) Comments, *supra* note 4, (1987). 著者はBrien D. Wardと記されており、学生ともまれる。

(76) Comments, *supra* note 4, 852-856.

(77) Comments, *supra* note 4, 856. なお、同コメントは、借主が利息を支払う必要がない分だけ経済的利益をうけたことになる旨の議論を紹介したうえで、次の二つの論拠をあげて批判を加えている。その一は、有利子で融資をうけた借主と無利息融資をうけた借主とは、利子コストが生じているか否かの点で異なる状態にあるから、両者を同一の状態にあるものとして比較することはできない。その二は、無利息融資をうけた借主には現実の資産増加はないのであり、利息支払いによる資産減少を免れたからといって資産を増加させたものと結論することはできない、⁽⁷⁸⁾ というものである。

(78) Comments, *supra* note 4, 874.

(79) Comments, *supra* note 4, 890-891.

三 日本法の現状

1 序

転じて日本法の状態を眺めると、米国におけるほどのダイナミックな動きは認められない。しかし、無利息融資によつて経済的価値が移転するという右の仮説の傍証となるような事態が、若干の領域にわたつて存在することも事実である。以下では、裁判例を中心としてかかる法状態を一覧し⁽⁸⁰⁾、近時の学説をみることにする⁽⁸¹⁾。

以下で考察の対象とする無利息融資課税の問題に関連しては、それと区別すべき別の重要な論点がある。本題に入る前に、かかる論点のなから次の三つをあらかじめ指摘しておく。その一は、真正な債務が存在するか否かの問題であつて⁽⁸²⁾、これは、無利息融資課税の問題と実務上きびすを接する。その二は、利息制限法の制限をこえる利息が未収である場合や、受取利息を返戻する場合⁽⁸³⁾、利息を放棄する場合の課税問題であつて、これらは、当初から無利息で融資をなす場合とは区別される。その三は、債務者が債権者に対して、利息支払いのかわりに別途何らかのみかえりを提供する、⁽⁸⁴⁾ 蔽密には無利息融資といえない場合の課税の問題である。右のごとき論点と区別された、無利息融資

における貸主・借主の課税の問題を、以下ではみていきたい。

2 問題群

問題領域の整理のしかたとして、ここでは、社会学的見地からみて重要とおもわれる取引形式をいくつか想定し、それぞれの角度から裁判例を拾いあげる。⁽⁸⁵⁾

(1) 家族内融資

まず、家族の構成員間で無利息融資のなされた場合をみてみよう。

この領域における無利息融資による経済的価値の移転の有無を考へるうえで興味深いのは、相続税法九条の規定である。同条によると、対価を支払わないで利益を受けた場合、その利益を受けた時に、その利益を受けた者が、その利益の価額に相当する金額を、その利益を受けさせた者から贈与によつて取得したものとみなされる。⁽⁸⁶⁾ したがって、仮に無利息融資に伴つて借主が利息相当額の「利益を受けた」ものと解するならば、同条は右利益に関する贈与税の課税の根拠条文である、ということになる。そのように解することができるかどうかについて、「利益」という広範な用語以外に法令のレベルでは手がかりはない。しかし、行政庁の公定解釈としては、⁽⁸⁷⁾ 家族内無利息融資について同条の適用がありうるものとされており、これを確認した裁判例も存在する。⁽⁸⁸⁾

右は贈与税の問題であつたが、所得税上も、家族内無利息融資は所得の帰属に関する争いを生ぜしめる。この点に関する裁判例をみると、事前の明確なプランニングにもとづいて、私法上その効力に異論をさしはさむ余地のない無利息融資をおこなう事例は、わが国では未だ顕在化していないことがうかがわれる。しかし、親子間⁽⁸⁹⁾や夫と内縁の妻との間で貸金債権の帰属が争われた事例は存在する。これらの事例においては、単に名義人が子あるいは内縁の妻とされていただけであるとして真の元本帰属主体を名義人とは別に認定し、結果として家族内所得分散を否定する判断が下されている。右事例の存在からすると、わが国においても、家族内無利息融資によつて元本の帰属主体を変更し、

收受すべき利息を移転するという取引形式の出現も、将来には予想される。

(2) 現物給与(フリンジ・ベネフィット)

次に、現物給与として無利息融資が用いられる場合をみてみよう。典型的な事案は、会社からその代表取締役に対して無利息で融資をしたところ、利息相当額が役員報酬あるいは役員賞与とされる、というものである。この領域に關しては裁判例が比較的多い。

一方で、無利息融資をなした会社側の課税上、法人税法三四条にいう過大な役員報酬あるいは三五条にいう役員賞与にあたるのではないかという点の問題とされる。この点に關しては、昭和四〇年改正前の規定の適用を問題とした裁判例がいくつかあり、いずれも利息相当額が賞与もしくは報酬となるとしていた。⁽⁹²⁾ 現行法は、「債務の免除による利益その他の経済的な利益」が報酬もしくは賞与となる旨を明文で定めた(法人税法三四条二項・三五条四項)ところ、法人から役員に対する無利息融資について通常の利息相当額を役員報酬であるとした判決が出ている。⁽⁹³⁾ 通達上も、右「経済的な利益」の解釈として、無利息融資の場合の利息相当額を含むものとされている。⁽⁹⁴⁾ 会社側の課税に關する右の裁判例のひとつの特色は、益金計上の根拠規定への言及が必ずしも十分になされていないことにある。⁽⁹⁵⁾

他方で、無利息融資を受けた個人側の所得税の課税については、所得税法三六条という受け皿が設けられているので、そこにいう「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」として借主の給与所得の金額の計算上利息相当額が考慮されるのかどうかの問題となる。この点については通達上、利息相当額が所得税法三六条の「経済的な利益」にあたる旨、⁽⁹⁶⁾ 一年度内の利益の合計額が五千円以下の場合には課税しなくてもさしつかえない旨、⁽⁹⁷⁾ 利息相当額の評価にあたって他から借入れた資金ならばその借入金の利率により、その他の場合にはおおむね年一〇%の利率による旨の⁽⁹⁸⁾ 解釈が示されている。以上による借主の給与所得課税と連動して、貸主たる会社段階での源泉徴収が必要となるとした裁判例がある。⁽⁹⁹⁾

右に述べたところからは、会社から役員への無利息融資に対しては、利息相当額の「経済的な利益」が現物給与として移転することを予想したいくつかの規定が働いていることがわかる。なお、以上とは別に、同族会社と代表者の間の無利息融資につき、同族会社の行為計算否認規定が適用されることがある。⁽¹⁰⁰⁾

(3) 会社間融資

いまひとつの重要な問題領域は、会社間で無利息融資がなされる場合である。⁽¹⁰¹⁾

主として争われるのは貸主側の課税についてであり、法人税法二二条二項の「無償による……役務の提供」および三七条六項の「経済的な利益の……無償の供与」の解釈が問題とされる。⁽¹⁰²⁾ この点に關して著名な清水惣事件控訴審判決は、⁽¹⁰³⁾ 法人税法二二条二項の右規定の適用を三七条の適用に連動するものととらえたりえて、無利息で融資することについて合理的な経済目的が存在する場合には二二条二項の右規定の適用はないと解している。かかる解釈枠組は以後の下級審裁判例や通達に影響を与えた。ここでは、その点とは別に、同判決が無利息融資に伴う経済的価値の移転に言及していることを指摘しておきたい。判旨においては、貸主における収益発生の根拠が、貸主から借主に対する利息相当額の経済的価値の移転にもとめられていたのである。⁽¹⁰⁴⁾ もっとも、この判旨にはいくつかの問題がある。たとえば、法人税法二二条二項の右規定による益金計上にさいして、はたして、経済的価値が流入したのではなく流出したことを根拠にすることができるのであるか、という点がひとつである。⁽¹⁰⁵⁾ また、右の利息相当額の移転に對応して借主法人の側に経済的価値の流入があつたものとされているかといえは、公定解釈としては右利息相当額を借主の益金に算入しないこととされているのであるから、これをどう説明するか、ということも問題とされねばなるまい。⁽¹⁰⁶⁾ 以上とは独立の問題であるが、会社間無利息融資に關しては、同族会社の行為計算否認規定の適用が争われた裁判例がいくつか存在する。⁽¹⁰⁷⁾

(4) その他

なお、無利息融資による経済的価値の移転という見地から看過できないのが、借地権課税における若干の規定である。すなわち、所得税法施行令八〇条一項および法人税法施行令一三八条二項は、借地権の設定に伴って「通常の場合の金銭の貸付けの条件に比し特に有利な条件による金銭の貸付けその他特別の経済的利益」を受ける場合、当該利益の額を借地権設定の対価の額に含めて計算する旨を定めている。これは、無利息融資に伴う経済的価値の移転を借主の側で把握する規定の一例である。

3 分 析

(1) 次に、学説の状況に視野を広げると、まず、正面から「経済的利益」の意義や課税のあり方を検討する論考が目につく。加えて、とくに会社間の無利息融資については、法人税法二二条二項の無償取引に関する規定の解釈問題の一部をなすものとして、これを検討する多数の論文が発表されている。本稿の主題に関しては、無利息で融資をした場合に、相手方に通常の利息相当額の収益が生ずるという意味で経済的価値の移転があったといえる旨の指摘が、すでになされている。

この中で、米国法の研究を下じきにして法人税法二二条二項および三七条の解釈論および立法論を展開する論説があらわれており、現在価値アプローチのわが法人税法への導入を詳細に説く業績として注目される。もっとも、右現在価値アプローチの位置づけについて右の論説とはやや異なるとらえ方も全く不可能ではないように筆者にはおもわれるので、ここでその点につき一言する。

いまかりに、論題を所得課税に限定するならば、先にみたように、米国内国歳入法典七八七二条が部分的に採用した現在価値アプローチは、独立当事者間取引の存在を擬制する課税方法と矛盾ないし対立するものではなく、むしろ、独立当事者間取引を具体化し、移転のタイミングと金額を決定する一方法にすぎない。そうであるとすれば、現在価値評価による利息相当額の算定方式のみをとりだして、それを「実体的利益」に対する課税であると構成するよりは、

現在価値アプローチも得べかりし利息の二段階移転の方式と同じく、無利息融資に内在する経済的価値の移転を把握するための、有利息融資へのひきなおしの一種であるとみるのがより自然ではないか。たとえば、一〇〇万円を無利息で一年間融資した場合、当然のことながら、当事者は元本を一〇〇万円であるとして取引を行っている。もしこのとき利子率を年一〇%として現在価値アプローチをとれば、期首を評価の基準時とすることになるから、元本は九一万円、利息は九万円と評価される。他方、期末を基準時として得べかりし利息を評価すれば、元本が一〇〇万円、利息が一〇万円とされる。利息を九万円とみなすにせよ一〇万円とみなすにせよ、当事者が無利息で取引を行っているにもかかわらず、課税上市場利子率を前提として利息を算出する方式であることにちがいはない。もしこのように考へ、現在価値アプローチを利息相当額評価の一方法として位置づけるとすれば、その方法のみが正しく、わが国における従来の無利息期限付融資の貸主に対する課税方法やその理論が誤りであった、とは必ずしもいえないのではないかと思われる。

(2) 以上整理したところからすると、わが国においても、無利息融資に伴って経済的価値が移転することに対して、不十分ながいくつつかの対応がなされているものと考えることができるとも、先にみた米国法の展開と比較すると、裁判例の蓄積や統一的立法規定の構想といった点において、無利息融資課税に関する日本法の状態は比較的に未発達であるとの感は否めない。

とくに顕著であるのは、無利息融資課税に関する統一的なルールが育成されていないという事実である。本稿で拾いあげた若干の分野を対比するだけでも、経済的価値の移転という同一の事象に対して、家族内融資のように借主に課税する場合、現物給与のように法人と役員の方々に課税する場合、会社間融資のように貸主に課税する場合といった具合に、取扱いがまちまちである。仮に税目によって取扱いが異なるといふ判断をとったとしても、貸主と借主の間に論理的に首尾一貫した取扱いがなされているか、利息相当額の評価について明確な基準を設けなくてよい

かなど、検討すべき問題は多く残されている。

なぜこの分野の法状態が未発達であるか、その理由をつまびらかにするのは、ここでの課題ではない。^(四)しかし、仮に、この領域における法形成の動因が、一方における納税者のプランニングの動向、および、他方における行政庁・裁判所・立法府の対応によって説明されるものであるとすれば、将来の利子率の高低や節税産業の発達度によっては、今後この分野における紛争が増大し、さまざまなルールが発達する可能性も否定できない。

- (80) 相続税法上親族間の無利息の金銭の移転が、貸与であるか贈与であるかという点が争われた事例として、福岡地判昭三二年一月三十一日税資二五号八九頁、横浜地判昭三八年三月十一日税資三七号一九四頁、山口地判昭三九年二月二十四日税資三八号一二二頁、長野地判昭四九年二月二十八日税資七四号五四七頁。貸付金名義で交付された金銭が法人税法上営業権の対価および育成資金とされた事例として、松山地判昭四八年三月三十一日税資六九号一一四四頁。会社から代表取締役に対する金銭の移転が貸付金でないとしたものとして、国税不服審判所裁決昭五七年六月一日日裁決事例集二四号九三頁。なお、以上と関連して、貸倒れ損失の控除の可否が争われることもある。たとえば、東京高判昭六〇年二月二十七日税資一六七号二六四頁。
- (81) 最判昭四六年一月九日民集二五卷八号一一二〇頁、最判昭四六年一月十六日刑集二五卷八号九三八頁。
- (82) 大阪地判昭五七年五月四日税資一二三三二八二頁。
- (83) 名古屋地判昭六〇年五月三十一日税資一四五七三三頁。
- (84) 神戸地判昭四九年七月二十九日税資七六号二五七頁は、利息支払いかえて、地代を利息に充当した場合の課税が問題となった事例である。
- (85) 無償取引の類型については、村井正・租税法——理論と政策六七頁以下、(一九八七)。本稿では、網羅的な類型化をおこなうことはせず、米國法との比較のうえで興味深い若干の類型を拾いだし、という方法をとった。
- (86) なお、同条が、相続税法四條ないし八條のいづれかが適用される場合には適用されないこと、著しく低い価額の対価を支払う場合についても定めていること、遺贈の場合についても定めていること、但書により一定の適用除外を定めていること、に注意する必要がある。
- (87) 相続税法基本通達九・一〇。国税不服審判所裁決平成元年六月一日日裁決事例集三七卷二四二頁では、利率を5%として利息相当額を評価している。

額を評価している。

- (88) 米國における同様の問題について、前掲(注5)。
- (89) 東京地判昭四九年四月十六日税資七五号一一二頁。
- (90) 仙台地判昭五二年二月二十八日税資八七号三五四頁。
- (91) 現物給与については、雅井光明「フリンジ・ベネフィットの課税問題」本書一六五頁、石島弘「フリンジ・ベネフィット——現物給与の検討を中心として——」租税法研究一七号五〇頁(一九八九)、畠山武道「追加的給付(fringe benefits)に対する課税の動向」ジュリスト八五〇号九五頁(一九八五)。その実態につき、経済企画庁・平成二年版経済白書三〇三頁(一九九〇)。
- (92) 過大報酬としたもの、名古屋地判昭三八年九月四日行集一四卷九号一五〇八頁。評釈、須貝修一・シュトイエル三二号一頁。賞与としたもの、熊本地判昭三九年二月二十五日行集一五卷一二号二三四三頁。評釈、清水敬次・シュトイエル四三三号一〇頁。東京地判昭四一年二月一日判タ一九〇号二二頁。評釈、品川芳宣・商事法務一〇〇〇号一二四頁。給与としたもの、東京地判昭四二年九月二七日税資五四号六〇八頁。東京地判昭五七年七月六日税資一二七号三三六頁。旧法下の裁判例に特徴的なのは、認定利息の益金計上をおこなった処分が問題とされている点、および、経済的利益の評価にあたり年一割の利率が採用されることが多い点である。
- (93) 岡山地判昭五三年四月六日訟務月報二四卷七号一四九三頁。評釈、広瀬正・税理二二卷一二号一四九頁、品川芳宣・商事法務一〇〇六号三〇頁。
- (94) 法人税基本通達九・二・一〇(7)。ただし、同九・二・一一。
- (95) この点に関しては、金子・前掲(注2)一七七頁。
- (96) 所得税基本通達三六・一五(3)。
- (97) 所得税基本通達三六・二八。
- (98) 所得税基本通達三六・四九。
- (99) 岡山地判昭五三年四月六日訟務月報二四卷七号一四九三頁、東京地判昭五七年七月六日税資一二七号三三六頁。旧法下の裁判例として、静岡地判昭三五年九月二〇日行集一一卷九号二五九六頁、東京高判昭三六年二月二十七日税資三五号一〇七頁、最判昭三七年六月九日税資三六号六九〇頁。この問題については、宮谷俊胤「源泉徴収制度の概要と問題点」日税研論集15・六二頁(一九九一)。
- (100) 札幌高判昭五一年一月十三日訟務月報二三卷三三三七五六頁。現物給与の事案とは異なるが、個人から会社への無利息融資がなされ

〈編者紹介〉

- 1930年 長野県に生まれる
1953年 東京大学法学部卒業
東京大学法学部助手、助教授を経て
1966年 東京大学法学部教授（租税法講座担当）
1991年 定年により東京大学を退官
同 年 横浜国立大学国際経済学研究科教授
東京大学名誉教授



所得課税の研究

平成3年6月20日 初版第1刷発行

定価12,360円

編 者 金子 宏

発行者 江草 忠 敬

〔101〕東京都千代田区神田神保町2-17

発行所 株式会社 斐 閣

電話(03)3264-1314〔編集〕

3265-6811〔営業〕

振替口座 東京 6-370 番

京都支店〔606〕左京区田中門前町44

印刷 大日本法令印刷株式会社

製本 和田製本工業株式会社

© 1991, 金子宏. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-03145-2

譲渡に伴う隠れた利息の取扱いなど、いくつもの重要な問題領域が存在する。機会が得られればこれらの問題についても研究をすすめたいと考える。